

東京都板橋区農業委員会

第24期第21回定例総会議事録

令和4年3月25日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 24 期第 21 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 4 年 3 月 2 5 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計4件 (内訳: 4条関係2件、5条関係2件)
- (2) 令和4年度成増農業体験学校事業計画について (資料3)
- (3) 特定農地貸付けの用に供される農地における巡回等作業実績報告書 (資料4)
について 合計2件
- (4) 認定都市農地の利用状況の報告書について (資料5)
- (5) 国有農地見回り調査の結果について (資料6)

3 次回日程

日 時 令和4年4月25日(月) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	染宮 利章	委員
	本橋 政春	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	古木 輝	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第21回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、染宮利章委員、本橋政春委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が農業委員会会長あてに1件出ております。3ページにお進みください。項番1申請年月日、項番2申請者、項番3（1）対象者の住所・氏名は記載のとおりです。項番3（2）買取り申出事由は、主たる従事者の死亡でございます。項番4対象となる生産緑地番号は13・14・100の3か所ありまして、生産緑地番号13番の土地の所在は赤塚八丁目19番1、地目は畑、面積は1,179平方メートルです。次に14番の土地の所在は、赤塚八丁目16番15ほか2筆で、地目はいずれも畑、面積の合計は711平方メートルになります。次に100番の土地の所在は赤塚八丁目15番1、地目は畑、面積は1,085平方メートルです。概ねの位置ですが4ページの案内図をご覧ください。区立美術館と新大宮バイパスの間になります。なお、現地確認を3月9日、會田会長職務代理にさせていただいております。この内容で問題がないようでしたら、1ページ目の下にあります証明書を交付したいと考えております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>こちらは、生産緑地番号13番の農地です。カリフラワー、ブロッコリー、イチジクの木が植えられていました。続いて、14番です。ハウスがあり、主たる従事者が生前、シイタケを栽培していたとのことです。最後に、100番です。ネギ、ダイコン、コマツナ等が植えられていました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>5ページ、資料2をご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、令和4年2月11日から令和4年3月10日までに届出</p>

<p>書記</p>	<p>があったもの、2件でございます。</p> <p>先決番号1、土地の所在が蓮根三丁目4番1と4番51の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合わせて1,113平方メートル、転用の目的は店舗でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、5ページの下の方、専決番号1と記載しているところで、蓮根小学校の西側の緑道沿いです。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和4年2月着工、令和4年7月完了予定、鉄骨造平屋建て1棟、店舗の建築予定となっております。</p>
<p>書記</p>	<p>先決番号2、土地の所在が赤塚四丁目1249番1と1251番4の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合わせて535平方メートル、転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、6ページの上の方、専決番号2と記載しているところで、区立郷土資料館の西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>現況は駐車場となっており、現況に対する届出でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、5条の届出について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、令和4年2月11日から令和4年3月10日までに届出のあったもの、2件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が大山西町23番5と34番2の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合わせて95平方メートル、転用の目的は私道でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、7ページ下の方、専決番号1と記載しているところで、区立板橋第二中学校の西側になります。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は私道となっており、現況に対する届出でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が赤塚三丁目707番4、707番5の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合わせて192平方メートル、転用の目的は分譲住宅でございます。</p>

書記	<p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、8ページ上の図、専決番号2と記載しているところで、赤塚小学校の北側になります。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は不耕作地となっており、令和4年4月着工、令和4年12月完了予定、木造2階建て2棟、分譲住宅の建築予定となっております。</p>
会長	<p>4条関係2件、5条関係2件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項(2)令和4年度成増農業体験学校事業計画について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>こちらは農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>9ページ、資料3をご覧ください。成増農業体験学校は、農業の支援者となる人材を育成することを目的に平成30年から実施している事業です。実施する内容については、概ね昨年度と同様の内容でございますが、具体的な内容としましては、年間を通じて耕作する①番、通年型講習、季節に応じて春夏コースと秋冬コースを実施する②番、短期型講習会。子どもさんを対象とした③番、収穫体験イベントの3種類のコースで実施する予定です。</p> <p>学校の運営については、入札の結果、昨年までと同じ「ランドブレイン株式会社」が学校の運営を行うことになっております。</p> <p>そして、資料の真ん中のところ、3番、実施内容①通年型講習ですが、定員20名で募集した結果、19名の応募がございまして、4月16日(土)に成増四丁目の農業体験学校で開講式を行う予定です。</p> <p>講習内容は記載のとおりですが、今年度も区内農業者の圃場訪問を予定しておりますので、その折にはご協力をよろしくお願いいたします。また、昨年度までの4年間で通年型講習会の受講生は合計64名、このうち援農ボランティアにご登録いただいた方が18名でございまして、農業体験学校の中で、援農ボランティアの活動の場を見出していき、援農ボランティアの積極的な活用を進めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項(3)特定農地貸付けの用に供される農地における巡回等作業実績報告書について、事務局、説明をお願いいたします。</p>

事務局 長	こちらは書記からご説明いたします。
書 記	<p>10ページ、資料4をご覧ください。こちらは、毎年1月の定例総会でお諮りしている区民農園の貸借に係る特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による農地の貸借のうち、生産緑地を貸借しているものについて、農地の貸主から巡回等の作業実績報告書の提出があったもので2件ございます。これは、区との貸主との間で締結している使用貸借に関する覚書において、貸主の役割分担として年間40日程度、当該農地が適切に利用されているか見回りを行い、年1回その状況を報告することとなっているものです。10ページから13ページが赤塚二丁目第1農園のもので、14ページから17ページが徳丸五丁目第4農園のもので、現地の状況は画面をご覧ください。3月5日（土）から区民農園は利用開始となっており、どちらの農園も区民の方により耕作が始められている様子が確認できました。報告書はいずれも、貸主により年間40日以上見回りされており、特段問題がないものですので、ご報告は以上とさせていただきます。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項（4）認定都市農地の利用状況の報告書について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	こちらでも書記からご説明いたします。
書 記	<p>18ページ、資料5をご覧ください。「自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた農業法人」から、3月15日に報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。これは、認定を受けたものは、農林水産省令で定めるところにより、「毎年、当該認定に係る都市農地の利用状況について、区長に報告しなければならない」というものです。現地の状況は画面をご覧ください。春キャベツ、ソラマメ、ニンニク、コマツナ等が植えられており、きれいに管理されていました。今回の報告は特段問題がないものですので、ご報告は以上とさせていただきます。</p>
会 長	認定都市農地貸付けは他にもありますか。
書 記	区立小学校が学童農園として貸借しているものが1件ございます。
会 長	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p>

	<p>続きまして、報告事項（５）国有農地見回り調査の結果について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらでも書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>２２ページ、資料６をご覧ください。国有農地見回り調査についてです。昨年８月に区内にある国有農地全３１件を調査いたしました。そのうち、転用貸付地２１件については、現況に変化が生じる可能性が低いため、今回は未貸付地９件及び農耕貸付地１件の計１０件について調査を実施しています。３月１１日に事務局職員２名で調査を行いましたのでご報告させていただきます。</p>
	<p>〔書記から国有農地の現況説明〕</p>
会 長	<p>調査結果については、東京都農業振興事務所に報告を行います。</p>
農政担当係長	<p>毎年調査を行っていますが、変化はありますか。</p>
会 長	<p>新たに看板や柵が設置されるなど、少しずつですが変化があります。</p>
書 記	<p>国有農地の除草は東京都が行っているのですか。</p>
事務局 長	<p>東京都が年２回除草を行うことになっています。</p>
会 長	<p>明らかに農地ではないところが農地として残されているため、東京都農業振興事務所に確認いたしました。国は農地ではないところは手放したいという意向はあるようですが、手放すまでは農地として持ち続けるという方針であるとのことでした。国有農地である以上、現況確認を定期的に行っていく必要があるため、農業委員会で見回りを行い、実際の作業は東京都が行うこととなります。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>ないようですので、これをもちまして第２１回定例総会を閉会いたします。</p>
	<p>（終了時間 午後２時３０分）</p>
	<p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p>
	<p>・運営委員会 ４月１８日（月） 午後２時００分</p>
	<p>・定例総会 ４月２５日（月） 午後２時００分</p>

